

## 音楽科教育の法的位置づけ

弘前大学教育学部  
吉 田 孝

**【質問】**

最近、三味線や箏などの和楽器を習う人が増え始めています。その中には中学校の音楽の先生もいるそうです。一般の人はもちろん自分の楽しみに習っているのですが、中学校の音楽の先生はせっぱ詰まって習いにくるそうです。どうして中学校の音楽の先生はせっぱ詰まっているのだと思いますか。理由を考えてみましょう。

平成10年に公示された中学校学習指導要領の「第2章 各教科」「第6章 音楽」には次のような文言があります。

「器楽指導については、指導上の必要に応じて弦楽器，管楽器，打楽器，鍵盤楽器，電子楽器及び世界の諸民族の楽器を適宜用いること。また，和楽器については，3年間を通じて1種類以上の楽器を用いること」

この学習指導要領は平成14年から完全実施されます。下線の部分は新しく加えられた事項です。この事項が加わったために、中学校では和楽器の指導が義務づけられ、和楽器などまったく経験したことのない音楽の先生があわてふためいているのです。

#### 学習指導要領の全体構成

第1章 総 則

第2章 各 教 科

第1節 国語 第2節 社会 第3節 数学 第4節 理科 第5節 音楽  
第6節 美術 第7節 保健体育 第8節 技術・家庭 第9節 外国語  
第10節 その他特に必要な教科

第3章 道 徳

第4章 特 別 活 動

#### 【問題1】

では、この学習指導要領に書いてあることは、みんなが守らなければならないものでしょうか。あなたの考えはどうでしょうか。

ア 学習指導要領は法律なのですべての教師は守らなければならない。

イ 学習指導要領は法律ではないが文部（科学）大臣が決めたことなのですべての教師は守らなければならない。

ウ 学習指導要領は教育課程の基準だから、だいたい守っていればよい。

エ 学習指導要領は参考資料なので、あくまでも参考程度にすべきである。

理由も考えてみましょう。

学習指導要領は「文部省告示」(文部大臣が公示した文章)です。例えば平成10年に公示された中学校学習指導要領の前文には次のように書かれています。

文部省告示第176号

学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第54の2及び別表第2の規定に基づき、中学校学習指導要領(平成元年文部省告示第25号)の全部を次のように改正し、平成14年4月1日から施行する。平成12年4月1日から平成14年3月31日までの間における中学校学習指導要領の必要な特例については、別に定める。

平成10年12月14日 文部大臣 有馬 朗人

**【問題2】**

学習指導要領は文部(科学)大臣が示した文章です。この文章は守らなければならないのでしょうか。

- ア 文部大臣の言うことだから絶対に守らなければならない。
  - イ 文部大臣の言うことでも守らなければならないものと守る必要のないものがある。
  - ウ 個人の言うことだから守る必要はない。
- 理由を話し合ってみましょう。

学習指導要領の前文をもう一度読んでみましょう。

大切なのは、次の部分です。

学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第54の2及び別表第2の規定に基づき、

つまり、学習指導要領は、文部（科学）大臣が勝手に決めたのではなく、学校教育法施行規則に基づいて公示したものです。

学校教育法施行規則の抜粋をしめします。

第24条 小学校の教育課程は、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の各教科（以下本節中「各教科」という。）道徳、特別活動並びに総合的な学習の時間によつて編成するものとする。

私立の小学校の教育課程を編成する場合は、前項の規定にかかわらず、宗教を加えることができる。この場合においては、宗教をもつて前項の道徳に代えることができる。

第24条の2 小学校の各学年における各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間のそれぞれの授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第一に定める授業時数を標準とする。

第25条 小学校の教育課程については、この節に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する小学校学習指導要領によるものとする。

第25条の2 小学校においては、必要がある場合には、一部の各教科について、これらを合わせて授業を行うことができる。

第53条 中学校の教育課程は、必修教科、選択教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間によつて編成するものとする。

必修教科は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語（以下この条において「国語等」という。）の各教科とする。

選択教科は、国語等の各教科及び第54条の2に規定する中学校学習指導要領で定めるその他特に必要な教科とし、これらのうちから、地域及び学校の実態並びに生徒の特性その他の事情を考慮して設けるものとする。

第54条 中学校（併設型中学校を除く。）の各学年における必修教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間のそれぞれの授業時数、各学年における選択教科等に充てる授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第二に定める授業時数を標準とする。

第54条の2 中学校の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する中学校学習指導要領によるものとする。

別表第二（第五十四条関係）

区分		第一学年	第二学年	第三学年
教科等の授業時間数	国語	140	105	105
	社会	105	105	85
	理科	105	105	80
	音楽	45	35	35
	美術	45	35	35
	保健体育	90	90	90
	技術・家庭	70	70	35
	外国語	105	105	105
道徳の授業時数		35	35	35
特別活動		35	35	35
選択教科等		0～30	80～85	105～165
総合的な学習		70～100	70～105	70～130
総想授業時数		980	980	980
備考				
一 この表の授業時数の一単位時間は、五十分とする。				
二 特別活動の授業時数は、中学校学習指導要領で定める学級活動（学校給食に係るものを除く。）に充てるものとする。				
三 選択教科等に充てる授業時数は、選択教科の授業時数に充てるほか、特別活動の授業時数の増加に充てることができる。				
四 選択教科の授業時数については、中学校学習指導要領で定めるところによる。				

## 【問題3】

学校教育法施行規則は、文部（科学）省が決めたもの、つまり法律ではありません。法律ではないのに、どうして守る必要があるのでしょうか。もうわかりますね。「学校教育法」という法律にちゃんと根拠があるのです。では学校教育法にはどんなことが書いてあるのでしょうか。

## 日本の法律のしくみ

法律 例えば「学校教育法」 - 国会で決める。

政令 例えば「学校教育法施行令」 - 内閣で決める。

省令 例えば「学校教育法施行規則」 - 担当省で決める。

その他 告示、通知、通達・・・・

## 学校教育法

### 第2章 小学校

第17条 小学校は、心身の発達に応じて、初等普通教育を施すことを目的とする。

第18条 小学校における教育については、前条の目的を実現するために、次の各号に掲げる目標の達成に勤めなければならない。

1 学校内外の社会生活の経験に基き、人間相互の関係について、正しい理解と共同、自主及び自律の精神を養うこと。

2 郷土及び国家の現状と伝統について、正しい理解に導き、進んで国際協調の精神を養うこと。

3 日常生活に必要な衣、食、住、産業等について、基礎的な理解と技能を養うこと。

4 日常生活に必要な国語を、正しく理解し、使用する能力を養うこと。

5 日常生活に必要な数量的な関係を、正しく理解し、処理する能力を養うこと。

6 日常生活における自然現象を科学的に観察し、処理する能力を養うこと。

7 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養い、心身の調和的発達を図ること。

8 生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸等について、基礎的な理解と技能を養うこと。

第19条 小学校の修業年限は、6年とする。

第20条 小学校の教科に関する事項は、第17条及び第18条の規程に従い、文部科学大臣が、これを定める。

第21条 小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教育用図書を使用しなければならない。

前項の教科用図書以外の図書その他の教材で、有益適切なものは、これを使用することができる。

第1項の検定の申請に係る教科用図書に関し調査審議させるための審議会等（国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第8条に規定する機関をいう。以下同じ。）については、政令で定める。

第22条 保護者（子女に対して親権を行う者、親権を行う者のないときは、未成年後見人をいう。以下同じ）は、子女の満6才に達した日の翌日以降における最初の学年の初めから満12才に達した日の属する学年の終わりまで、これを小学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部に就学させる義務を負う。ただし、子女が、満12歳に達した日の属する学年の終わりまでに小学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部の課程を修了しないときは、満15歳に達した日の属する学年の終わり（それまでの間において当該教育を修了したときは、その修了した日の属する学年の終わり）までとする。

前項の義務履行の督促その他義務に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

第28条 小学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置かなければならない。ただし、特別の事情のあるときは、教頭又は事務職員を置かないことができる。

小学校には、前項のほか、必要な職員を置くことができる。

校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

教頭は、校長を助け、校務を整理し、及び必要に応じ児童の教育をつかさどる。

教頭は、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその 職

務を行なう。

この場合において教頭が2人以上あるときは、あらかじめ校長が定めた順序で、その職務を代理し、又は行う。

教諭は、児童の教育をつかさどる。

養護教諭は、児童の養護をつかさどる。

事務職員は、事務に従事する。

助教諭は、教諭の職務を助ける。

講師は、教諭又は助教諭に準ずる職務に従事する。

養護助教諭は、養護教諭の職務を助ける。

特別の事情のあるときは、第1項の規定にかかわらず、教諭に代えて助教諭又は講師を、養護教諭に代えて養護助教諭を置くことができる。

第29条 市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない。

第30条 市町村は、適当と認めるときは、前条の規定による事務の全部又は一部を処理するため、市町村の組合を設けることができる。

第31条 市町村は、前2条の規定によることを不可能又は不相当と認めるときは、小学校の設置に代え、学齢児童の全部又は一部の教育事務を、他の市町村又は前条の市町村の組合に委託することができる。

前項の場合においては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2第2項中「都道府県知事」とあるのは、「都道府県知事及び都道府県教育委員会」と読み替えるものとする。

第32条 町村が、前2条の規定による負担に耐えないと都道府県の教育委員会が認めるときは、都道府県は、その町村に対して、必要な補助を与えなければならない。

第34条 私立の小学校は、都道府県知事の所管に属する。

### 第3章 中学校

第35条 中学校は、小学校における教育基礎の上に、心身の発達に応じて、中等普通教育を施すことを目的とする。

第36条 中学校における教育については、前条の目的を実現するために、次の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。

1 小学校における教育の目標をなお十分に達成して、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。

2 社会に必要な職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。

3 学校内外における社会的活動を促進し、その感情を正しく導き、公正な判断力を養うこと。

第37条 中学校の修業年限は、3年とする。

第38条 中学校の教科に関する事項は、第35条及び第36条の規定に従い、文部科学大臣が、これを定める。

### 第4章 高等学校 前・最初・次

第41条 高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、高等普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。

第42条 高等学校における教育については、前条の目的を実現するために、次の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。

1 中学校における教育の成果をさらに発展拡充させて、国家及び社会の有為な形成者として必要な資質を養うこと。

2 社会において果たさなければならない使命の自覚に基き、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な技能に習熟させること。

3 社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、個性の確立に努めること。

第43条 高等学校の学科及び教科に関する事項は、前2条の規定に従い、文部科学大臣がこれを定める。

第4章の2 中等教育学校 前・最初・次

第51条の2 中等教育学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、中等普通教育並びに高等普通教育及び専門教育を一貫して施すことを目的とする。

このように見てくると、音楽教育といえども法的な根拠をもって実施されていることがわかります。では、すべてが法律にもとづいていることについて、メリットとデメリットを考えてみましょう。